

内部質保証実施要領

1 目的

この要領は、大阪体育大学内部質保証推進規程第7条により、内部質保証に係る各部局の実施体制・手続等について定める。

2 内部質保証に係る実施体制

大学及び各部局の点検・評価及び改善計画に係る実施体制は次の通りとする。

	部局等	点検・評価 実施責任者	点検・評価 実施組織	点検・評価の項目（周期）	改善計画の 立案責任者
機関	大学	大阪体育大学自己点検・評価委員長	大阪体育大学自己点検・評価委員会	大学基準に係る事項（3・2・2年） 他機関からの改善指摘事項（1年） 中期計画に係る事項（1年） 教育の質保証に係る事項（1年）	副学長
学 位 ブ ロ グ ラ ム	研究科	スポーツ科学研究科自己点検・評価委員長	スポーツ科学研究科自己点検・評価委員会	教育の質保証に係る事項（1年）	研究科長
	スポーツ科学部	スポーツ科学部自己点検・評価委員長	スポーツ科学部自己点検・評価委員会	教育の質保証に係る事項（1年）	スポーツ科学部長
	教育学部	教育学部自己点検・評価委員長	教育学部自己点検・評価委員会	教育の質保証に係る事項（1年）	教育学部長
附 置 施設	センター、 図書館等	施設長	附置施設	教育の質保証その他に係る事項（1年）	施設長
委 員 会等	委員会、タ スクフォー ス等	委員長等	委員会等	教育の質保証その他に係る事項（1年）	委員長

3 内部質保証に係る手続き

- （1）IR委員会は年度の始めに、前年度の学内の情報を集約し、各部局の長に提供する。
- （2）内部質保証推進委員会は、学長の提言等を踏まえて、当該年度の取組方針を策定する。

(3) 全学及び各部局の自己点検・評価委員長並びに附置施設及び各種委員会の長は、年度の始めに、点検・評価報告シート（別紙1又は別紙2）を作成する。

(4) 副学長及び各部局の長は、点検・評価の結果及び当該年度の取組方針を踏まえて、必要に応じて改善計画シート（別紙1又は別紙2）を作成する。

(5) 副学長及び各部局の長は、点検・評価報告書及び改善計画書を内部質保証推進委員会に報告する。

(6) 学長は、内部質保証推進委員会を通じて、点検・評価報告シート及び改善計画シートを集約し、これらを検証する。

(7) 学長は、改善の必要があると認めた場合、内部質保証推進委員会を通して適切な措置を講じる。

(8) 各部局は、第3項第4号で定めた改善計画のほか、内部質保証推進委員会からの指示等を踏まえて、改善計画の実施に努める。

(9) 副学長及び各部局の長は、年度の始めに、前年度の改善計画の成果、進捗状況等を、取組状況報告シート（別紙1又は別紙2）により内部質保証委員会に報告する。

(10) 点検・評価報告シート、改善計画シート、取組状況報告シートは、非公開事項を除き、ホームページで公表する。

4 内部質保証に係る標準的スケジュール

別紙3のとおり

附則 この要領は、令和4年2月24日から施行する。

附則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。